

串本町介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表 <串本町介護予防訪問サービス(A2) (令和6年6月～)>

サービスコード		サービス名称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数	(1)1週に1回程度の場合		1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス1 1日割		1,176単位	日割の場合	+30.4日	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス1 2		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス1 2日割			2,349単位	日割の場合	+30.4日	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス1 3		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス1 3日割			3,727単位	日割の場合	+30.4日	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合		12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割			日割の場合	+30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		(2)1週に2回程度の場合			23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割				日割の場合	+30.4日	1 単位減算	-1
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3		(3)1週に2回を超える程度の場合			37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算1 3日割				日割の場合	+30.4日	1 単位減算	-1
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業者と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の	15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の	12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算(※1)			所定単位数の	15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の	15% 加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算(※2)			所定単位数の	10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の	10% 加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間等地域に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の	5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の	5% 加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(7)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(8)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(9)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(10)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(11)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(12)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(13)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(14)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			(15)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			(16)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			(17)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(18)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算			令和6年6月よりコード廃止			
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ							
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			令和6年6月よりコード廃止			

黄色：変更箇所
 灰色：廃止
 水色：新設

A2備考

(※1)特別地域加算 (※2)中山間地域等における小規模事業所加算 (※3)中山間等地域に居住する者へのサービス提供加算…R.6.4.1より算定可能。

「令和6年度介護報酬改定に準じた見直し」によって対象地域が明確化され、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の公示地域に当町が該当するため。

申本町介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表 <申本町介護予防型通所サービス(A6) (令和6年6月)~>

サービスコード	種類	項目	サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6	1111	通所型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数	事業対象者・要支援1	1,798単位		1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1 1日割			日割の場合	+30.4日	59 単位	59
A6	1121	通所型独自サービス1 2		事業対象者・要支援2	3,621単位		3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス1 2日割			日割の場合	+30.4日	119 単位	119
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 1日割			日割の場合	+30.4日	1 単位減算	-1
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2		事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算1 2日割			日割の場合	+30.4日	1 単位減算	-1
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1		18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算1 1日割			日割の場合	+30.4日	1 単位減算	-1
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2		事業対象者・要支援2		36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算1 2日割			日割の場合	+30.4日	1 単位減算	-1
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(※1)		所定単位数の	5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		日割の場合	所定単位数の	5% 加算		1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1		376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2		752 単位減算	-752	1月につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240	1月につき
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50	1月につき
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200	1月につき
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150 単位加算	150	1月につき
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160 単位加算	160	1月につき
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480	1月につき
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	1月につき
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	1月につき
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	1月につき
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	1月につき
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	1月につき
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) * 3月に1回を限度		100 単位加算	100	1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200	1月につき
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) * 6月に1回を限度		20 単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) * 6月に1回を限度		5 単位加算	5	1回につき
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の	92/1,000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の	90/1,000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	80/1,000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	64/1,000 加算		
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の	81/1,000 加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の	76/1,000 加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(7)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の	79/1,000 加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(8)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の	74/1,000 加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(9)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の	65/1,000 加算		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(10)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の	63/1,000 加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(11)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の	56/1,000 加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(12)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の	69/1,000 加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(13)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の	54/1,000 加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(14)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の	45/1,000 加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(15)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の	53/1,000 加算		
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(16)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の	43/1,000 加算		
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(17)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の	44/1,000 加算		
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(18)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の	33/1,000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	令和6年6月よりコード廃止					
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	令和6年6月よりコード廃止					
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	令和6年6月よりコード廃止					

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6	8001	通所型独自サービス1 1・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1 1日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス1 2・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス1 2日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6	9001	通所型独自サービス1 1・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1 1日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス1 2・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス1 2日割・人欠			119単位		83	1日につき

- 黄色：変更箇所
- 灰色：廃止
- 水色：新設

A6備考

(※1)通所型独自サービス中山間地域等提供加算…R6.4月より算定可能とした。

「令和6年度介護報酬改定に準じた見直し」によって対象地域が明確化され、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号) 第二条第二項の公示地域に当町が該当するため。

串本町介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表 <串本町通所型基準サービス(A7) (令和6年6月～)>

サービスコード 種類 項目	サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A7 1001	通所型基準サービス・一割負担・2時間未満	2時間未満	一割負担者	事業対象者・要支援1 週1回(月5回)まで	245	1回につき
A7 1002	通所型基準サービス・一割負担・2時間未満			要支援2 週2回(月10回)まで	245	1回につき
A7 1003	通所型基準サービス・二割負担・2時間未満		二割負担者	事業対象者・要支援1 週1回(月5回)まで	245	1回につき
A7 1004	通所型基準サービス・二割負担・2時間未満			要支援2 週2回(月10回)まで	245	1回につき
A7 1005	通所型基準サービス・三割負担・2時間未満		三割負担者	事業対象者・要支援1 週1回(月5回)まで	245	1回につき
A7 1006	通所型基準サービス・三割負担・2時間未満			要支援2 週2回(月10回)まで	245	1回につき
A7 1007	通所型基準サービス・一割負担・2時間以上	2時間以上	一割負担者	事業対象者・要支援1 週1回(月5回)まで	326	1回につき
A7 1008	通所型基準サービス・一割負担・2時間以上			要支援2 週2回(月10回)まで	326	1回につき
A7 1009	通所型基準サービス・二割負担・2時間以上		二割負担者	事業対象者・要支援1 週1回(月5回)まで	326	1回につき
A7 1010	通所型基準サービス・二割負担・2時間以上			要支援2 週2回(月10回)まで	326	1回につき
A7 1011	通所型基準サービス・三割負担・2時間以上		三割負担者	事業対象者・要支援1 週1回(月5回)まで	326	1回につき
A7 1012	通所型基準サービス・三割負担・2時間以上			要支援2 週2回(月10回)まで	326	1回につき

串本町介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表 <串本町介護予防ケアマネジメント(AF) (令和6年6月～)>

サービスコード 種類 項目	サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
AF 1001	介護予防ケアマネジメント A	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者 要支援1~2 要介護1~5	442単位	高齢者虐待防止措置未実施減算		442	1月につき
AF 1005	介護予防ケアマネジメント A・高齢者虐待防止措置未実施減算			業務継続計画(B C P)未策定減算(※1)	4 単位減算	438	
AF 1006	介護予防ケア A・高齢者虐待防止措置未実施減算・B C P未策定減算			業務継続計画(B C P)未策定減算(※1)	4 単位減算	434	
AF 1007	介護予防ケアマネジメント A・B C P未策定減算			業務継続計画(B C P)未策定減算(※1)	4 単位減算	438	
AF 4002	介護予防ケア初回加算			300 単位加算	300		
AF 5001	委託連携加算			300 単位加算	300		

黄色：変更箇所
灰色：廃止
水色：新設

A7・AF備考

(※1)業務継続計画(B C P)未策定減算…算定適用は令和7年4月1日から。